改正理由:事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改正	現 行
[省略]	[省略]
第4条 部局において、大型設備及び高額な物品等の調達を行う場合には、その都度、調達しようとする設備及び物品等(以下「設備等」という。)の仕様の策定を行うため、当該部局に仕様策定委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。 2 教育研究用の設備等に関する委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、当該部局の長が委嘱する。 (1) 当該設備等を利用する教員 若干名 (2) 当該設備等に関し専門的知識を有する教員等 若干名 (3) 事務職員(部長又は課長等) 若干名	都度、調達しようとする設備及び物品等(以下「設備等」という。)の仕様の 策定を行うため、当該部局に仕様策定委員会(以下「委員会」という。)を置 くものとする。
〔省略〕 <u>附 則</u> この要項は,平成20年4月1日から施行する。	〔省略〕